

平成25年9月19日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会に対する当社からの情報開示請求の結果について
(その2)

当社は、敦賀発電所敷地内破砕帯を活断層であると判断した有識者会合及び原子力規制委員会の審議に関し、平成25年6月7日以降、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)に基づく関連文書の開示請求を、原子力規制委員会に対して行ってまいりました。

本件については、さきに8月15日時点の状況を公表していますが、今般、現時点における開示請求の結果と、それに対する当社の見解をとりまとめましたのでお知らせします。

○添付資料

- ・原子力規制委員会に対する当社からの情報開示請求の結果について
(その2)

以 上

原子力規制委員会に対する
当社からの情報開示請求の結果について（その2）

平成25年9月19日
日本原子力発電株式会社

1. 当社は、去る8月15日に公表した文書（注1）において明らかにしたように、当社に関係する有識者会合及び原子力規制委員会の審議に係る背景のやりとり等を明らかにすべく、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、関連する文書の開示請求を去る6月7日以降行ってきた（別紙 行政文書開示請求一覧）。

これに対し、3か月余り経過した本日までに原子力規制委員会から開示された文書は、先の公表以降は計5件（他に不開示決定2件。別紙 行政文書開示請求一覧のゴシック体太字部分）であるが、いずれも前回同様、当社の開示請求の趣旨に合致していない文書のみである。これでは、情報公開法第1条の「国民主権の理念にのっとり」「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」という法目的が実現されているとは到底言えない。

2. 今回開示された文書5件（注2）は、「平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る有識者と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式」との開示請求に係るものであるが、開示された文書は、平成25年1月21日の電子メール（1月28日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回評価会合の資料案）のみであり、5月15日の評価会合で結論を出すに至る検討過程や内部での議論等を示す関係文書は全く開示されていない。

3. 加えて、当社が去る9月13日文書でその経緯を公表した、8月13日付けの開示請求（「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第4回評価会合配布資料「敦賀・現調5-3 敦賀発電所敷地内断層の評価について（基本的考え方）」の5頁の専門家のコメント」（注3）については、結局のところ、「取得も作成もしておらず、保有していない。」ということで9月12日付で不開示の決定がなされた（注4）。

先の文書でも明らかにしたように、この鈴木教授のコメントは、評価会合の際にも、小林管理官から「首都大学東京の鈴木先生の方からも同様に、こ

の程度の検出では信頼度はかなり低いと言わざるを得ないというようなコメントもいただいております」と紹介されている（注5）ものであり、これを不開示とするということは、情報公開法の趣旨に照らし、全く理解できない。

したがって、9月13日に当社が申し入れ、その旨を先の文書で公表したとおり、原子力規制庁は以下のとおり対応すべきである。

- 1.当該コメントに係るメールは、行政文書であって開示すべき対象であることは、評価会合において提示された文書及び口頭での説明からも明白であり、開示すべきである。
- 2.当該コメントは、評価書における極めて重要な根拠となっており、仮に当該コメントに係るメールが行政文書でないとするなら、それは当該コメントの信頼性に重大な疑義を生じさせるものであり、関係文書の訂正と審議のやり直しをすべきである。
- 3.当該コメントに係る経緯及び設問等を示すメールのやり取りを早急に公開すべきである。

[森本次長の記者会見について]

なお、平成25年9月18日の原子力規制庁の森本次長の定例記者会見において、当社の情報開示請求（前述の3.）に関するやり取りがあったが、それについての当社の見解は以下のとおりである。

第1は、森本次長は「情報公開関係ですので・・・粛々と対応するというものです。ただ、プライバシーもありますので、その内容について触れるということはなかなか難しい」ということを述べられたが、当社が開示請求したものは行政文書であり、かつプライバシーとは関係ないもの（関係があれば、不開示とされる）であるので、この説明は全く当たらない。しかも、請求者である当社がその請求内容を既に公開しているのであるから尚更である（注6）（注7）。

第2は、「鈴木先生と委員との間で取り交わされたものは私文書である」と言われるが、問題は、当該コメントが記載されたメールの内容が、あたかも鈴木教授から原子力規制委員会又は原子力規制庁へ提出されたメールであるがの如くに、評価会合での文書及び口頭で説明されたことである（注8）（注9）。

この点は、本メールが評価書における極めて重要な根拠となっているだけに重大な問題であることは、先に指摘したとおりである（注10）。したがって、このメールについては、経緯、設問等を含め、メールの全体像を明らかにした上

で、十分な吟味（査読）が行われる必要があるというのが科学的な議論、判断というものであり、また有識者会合が示してきた姿勢であるはずである（注 11）（注 12）が、現実にはそれは何らなされていない。

第 3 は、森本次長は、「委員会と委員あるいは他の方とのメールというのは公文書にあたると、そういうことを踏まえて、情報公開法に基づいて今後適切に対応する」と答えている。しかしながら、事実としては、3 か月以上経つも、未だ開示を受けていないが、当社が原子力規制庁の担当官から電話及び面談（注 13）で説明を受けた限りでは、「ある有識者の方に鈴木先生からコメントをいただいて、それをメールのカットアンドペーストの形で規制庁の方に送っていただいて、評価書の中に反映したということ」との由である。これでは、先の評価会合での文書の記載内容と何ら変わりはないものようであり、当社の疑義、疑問に対する何の答えにもなっていない。

以上の経緯から明らかなように、原子力規制庁の情報公開への対応は先にも指摘した（注 14）とおり、情報公開法、原子力規制委員会設置法、原子力規制委員会の方針（注 15）とは全く掛け離れたものとなっており、法律の趣旨に反する不誠実な対応と言わざるを得ない。

以 上

（注 1）：平成 25 年 8 月 15 日 原子力規制委員会に対する当社からの情報開示請求の結果について（その 1）

（注 2）：行政文書開示決定通知書（原管地発第 1309101 号 平成 25 年 9 月 10 日）
行政文書開示決定通知書（原管地発第 1309102 号 平成 25 年 9 月 10 日）
行政文書開示決定通知書（原管地発第 1309103 号 平成 25 年 9 月 10 日）
行政文書開示決定通知書（原管地発第 1309104 号 平成 25 年 9 月 10 日）
行政文書開示決定通知書（原管地発第 1309105 号 平成 25 年 9 月 10 日）

（注 3）：「第四紀テフラ（火山碎屑物）研究の第一人者：首都大学東京 鈴木毅彦教授」からのメール（抜粋）

詳細が不明なので、あまり正確なコメントにならないと思いますが、例えば 1 m のローム層を 10 cm 毎に連続サンプリングし、ある層準で 3,000 個数えて斑晶鉱物が 100 個有り、その上下で 30 個、さらにその上下で 10 個ということであれば説得力があると思います。

しかし、1 m のローム層のうち、ある層準だけに 3,000 個数えて斑晶鉱物が 1 個未満でその前後で検出できなければ、信頼性はかなり低いと言わざるを得ないと思

います。

(注4):行政文書不開示決定通知書(原管地発第1309121号 平成25年9月12日)

(注5):敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第4回評価会合議事録74頁参照

(注6):申し入れ(平成25年9月13日)5頁【当該コメント】

(当該コメントの内容は、(注3)の記載のとおり)

なお、これに関しては、当社担当者と原子力規制庁担当官(複数)との電話(本年9月10日、11日)の際に、複数の担当官から「敦賀・現調5-3「敦賀発電所敷地内断層の評価について(基本的考え方)」」5頁の記載(「首都大学東京 鈴木毅彦教授からのメール」との表現)は「間違いである」旨の説明を受けており、評価会合での小林管理官の先の説明(上記注5)と食い違っている。

また、平成25年9月12日付の不開示決定通知文書においては、不開示とした理由の中で、「なお、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第4回評価会合配布資料「敦賀・現調5-3敦賀発電所敷地内断層の評価について(基本的考え方)」の5頁については、首都大学東京鈴木毅彦教授から有識者へ寄せられた意見・見解を同有識者経由で入手(首都大学東京鈴木毅彦教授から同有識者へ寄せられたメール内の文章の一部抜粋を同有識者から電子メールにて原子力規制庁が入手)しこれに基づき作成したものである。」旨、記載されており、これも小林管理官の先の説明とは相異がある。

(注7):しかも、情報公開法は、第1条目的で「国民主権の理念にのっとり」「情報の一層の公開を図り」「諸活動を国民に説明する責務が全うされるように」「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」に資することを目的としているのであり、この目的、法の趣旨にも反している回答と言わざるを得ない。

(注8):申し入れ(平成25年9月13日)2頁1.(1)

本年4月24日開催の第4回評価会合において提示された「敦賀発電所敷地内断層の評価について(基本的考え方) 原子力規制委員会 敦賀発電所敷地内破砕帯に関する有識者会合」の文書において「(専門家のコメント) 「第四紀テフラ(火山砕屑物)研究の第一人者:首都大学東京 鈴木毅彦教授」からのメール(抜粋)」

(注9):申し入れ(平成25年9月13日)2頁1.(1)

小林管理官から「首都大学東京の鈴木先生の方からも同様に、この程度の検出では信頼度はかなり低いと言わざるを得ないというようなコメントもいただいてござ

います」と紹介されている。

(注 10): 申し入れ (平成 25 年 9 月 13 日) 2 頁 1. (3)

しかも、当該コメントは、評価書における極めて重要な根拠とされているものであることから、それがどういう経緯ないし設問の中で出されたものであるか等を示すことは、利害関係者からの開示請求を待つまでもなく、規制当局の説明責任として本来当然になされるべきものであると考えるが、現実にはそれとなされていない。

(注 11): 事前会合においては、島崎委員長代理から、有識者会合の原子力規制委員会の中の位置付けについて、以下の説明がなされている。

「・・・5人がこの問題を担当して科学的に判断することになります。当然、科学者としては、そこに責任が生ずることになると思います。万一でも科学的でないような判断をされた場合には、これは糾弾されると私は思います。当然、そういうことはないと思いますけれども、科学者としての責任が生じる御判断をいただくということを心にとめていただきたいと思います。その判断を踏まえて、原子力規制委員会がいろいろな議論として、判断をしていくことになりますので、行政的な責任はあくまでも原子力規制委員会にあります。皆様は科学者としての責任をとっていただくということになります。」

(平成 24 年 11 月 27 日 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 事前会合議事録 2 頁参照)

(注 12): 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第 4 回評価会合において、美浜テフラに関する文献については、以下のような議論がなされている。

「(宮内教授) 出現頻度の問題なんです、やっぱり第四紀学的にいろいろな論文等を見ますと、3,000件はかって0. 何個、つまり、0.000数% の出現率で、そこが降下層準であるということで、もし仮に論文投稿されると、まずリジェクトだと思っんですね。・・・」

「説明者(古澤)・・・その点につきましては、まず含有量の問題で、リジェクションをされるだろうというお話がございました。実際に複数回、リジェクションということは発生はしておりますが、そうではない、海外誌のアクセプトの事例もございます。・・・」

「(島崎委員長代理)・・・私が感じたことを申し上げますと、そのYasuno さんの論文は「possibly older」と書いてあるだけで、SKより下だという証拠はないということが一つなので、要するに、気山層の下の方であるというふうに言われている。その下に不連続、不整合があるので、そこもはっきりしないんですけれ

ども、それはともかくとして。結局、年代は確定はしていないということであつて・・・」

(平成 25 年 4 月 24 日 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第 4 回会合議事録 67～68 頁参照)

(注 13): 当社担当者と原子力規制庁担当官 (複数) との電話及び面談 (本年 9 月 10 日、11 日、13 日) の際。

また、平成 25 年 9 月 12 日付の不開示決定通知文書においては、不開示とした理由の中で、「なお、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第 4 回評価会合配布資料「敦賀・現調 5 - 3 敦賀発電所敷地内断層の評価について (基本的考え方)」の 5 頁については、首都大学東京鈴木毅彦教授から有識者へ寄せられた意見・見解を同有識者経由で入手 (首都大学東京鈴木毅彦教授から同有識者へ寄せられたメール内の文章の一部抜粋を同有識者から電子メールにて原子力規制庁が入手) しこれに基づき作成したものである。」旨、記載されている。

(注 14): 申し入れ (平成 25 年 9 月 13 日) 2 頁 1. (4)

以上のことから、今回原子力規制庁が当該コメントに係るメールのやり取りを開示しないとしたことは、情報公開法の趣旨・目的に反しているのみならず、行政の説明責任も果たしておらず、不当な結論と言わざるを得ない。

(注 15): 原子力規制委員会設置法及び組織理念

①行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第 1 条 (目的)

「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」

②原子力規制委員会設置法

「(情報の公開) 第 25 条 原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない。」

③原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

「平成 24 年 6 月 20 日 参議院環境委員会

5. 原子力規制委員会は、原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化を図ること。また、原子力規制委員会は、中立性、独立性、公開性、不

断の説明責任の全うの確保、利益相反の防止等、その適正な運営並びに国民の信頼を得るために必要な課題について、規約、綱領、規律に関する事項等を速やかに定め、これを公表すること。」

④原子力規制委員会の組織理念 活動原則

「(3)透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」

⑤平成 24 年度原子力規制委員会 第 2 回会議

「情報公開法に基づく開示請求への対応につきましても、積極的にやっていきたいと考えてございます。」「一番重要である開示対象の決定につきましては委員長の御決裁をいただいて」

⑥平成 25 年 5 月 16 日 衆議院原子力問題調査特別委員会

「これまでの原子力規制行政の反省から、規制に関する十分な透明性を確保して国民に説明責任を果たしていくことが重要」

行政文書開示請求一覧

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
1	平成25年 6月7日	1. 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の事前会合（平成24年11月27日）、第1回評価会合（平成24年12月10日）、第2回評価会合（平成25年1月28日）、第3回評価会合（平成25年3月8日）、第4回評価会合（平成25年4月24日）及び第5回評価会合（平成25年5月15日）の開催又はこれらの会合における協議内容に関連して、これらの会合の前後を問わず、有識者同士又は原子力規制委員会・原子力規制庁と有識者との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	<p>①平成25年7月5日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1307051号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年8月6日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年8月6日 開示決定（原管地発第1308062号）</p> <p>開示決定した行政文書の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 事前会合の開催について ・敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第1回評価会合の開催について ・敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第2回評価会合の開催について ・敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第3回評価会合の開催について ・敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第4回

請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
		<p>評価会合の開催について</p> <p>・敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第5回 評価会合の開催について</p> <p>（A4文書6枚）</p>
	<p>2. 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合が評価書（評価書案を含む。）の作成に関し、原子力規制委員会・原子力規制庁・有識者等と首都大学東京・鈴木毅彦教授その他の研究者等との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式</p>	<p>①平成25年7月5日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1307051号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年8月6日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p>
	<p>3. 平成25年5月22日付「敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について」の作成に関し、平成25年5月15日開催の第5回評価会合から同月22日開催の原子力規制委員会に至るまでの間、原子力規制委員会委員長と委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）、原子力規制委員会及び規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式</p>	<p>①平成25年7月5日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1307051号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年8月6日までに可能な</p>

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
			<p>部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年8月6日 不開示（原管地発第1308062号） 該当する文書は、取得も作成もしておらず、現在保有していない。</p>
2	平成25年 6月7日	敦賀発電所敷地内破砕帯調査結果の扱いに関し、平成25年5月8日に行われた「原子力規制委員会委員長定例会見」の後、同日付で「今後の段取りについて（敦賀発電所敷地内破砕帯調査結果の扱い）」が公表されるに至った経緯に係る文書（電子メールを含む。）一式	平成25年7月8日 不開示（原規広発第1307081号） 該当する文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。
3	平成25年 6月7日	1. 日本原子力発電株式会社が原子力規制委員会委員長宛に提出した平成24年12月11日付公開質問状及び平成25年5月22日付公開質問状について、各質問状の取扱い及び各質問状の質問に関し、原子力規制委員会委員長と委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）、原子力規制委員会及び規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式	平成25年7月8日 開示（原管地発第1307082号） 開示する行政文書の名称 ・【報告】原電からの公開質問状について（平成25年5月28日の電子メール） （A4文書1枚）
		2. 平成25年5月29日付「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」に関し、当該文書を発信する契機となった平成25年5月22日開催の原子力規制委員会から同月30日に事業者へ当該文書を手渡すまでの間、原子力規制委員会委員長と	平成25年7月8日 開示（原管P発第1307086号） 開示する行政文書の名称 ・平成25年5月29日付「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」に関し、当該文書を発信する契機となった平

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
		委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）並びに原子力規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式、その他平成25年5月22日の前後を問わず当該文書を発信するに至った経緯に係る文書一式	成25年5月22日開催の原子力規制委員会から同月30日に事業者に当該文書を手渡すまでの間、原子力規制委員会委員長と委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）並びに原子力規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式、その他平成25年5月22日の前後を問わず当該文書を発信するに至った経緯に係る文書一式 （「敦賀発電所2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断したことを踏まえた同発電所の保全に係る報告の徴収について」との件名の決裁・供覧文書等A4文書6枚）
4	平成25年 7月9日	平成25年5月22日付「敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について」の作成に関し、平成25年5月15日開催の第5回評価会合から同月22日開催の原子力規制委員会に至るまでの間、原子力規制委員会委員長と委員との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	平成25年8月6日 不開示（原管地発第1308064号） 該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため。
5	平成25年 7月9日	平成25年5月22日付「敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について」の作成に関し、平成25年5月15日開催の第5回評価会合から同月22日開催の原子力規制委員会に至るまでの間、原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	平成25年8月6日 不開示（原管地発第1308063号） 該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため。
6	平成25年 7月12日	【平成25年7月8日の開示決定（原管地発第1307082号）を受けて、情報公開法に基づくものではないが、書面により確認の	

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
		<p>お願いをしたもの】</p> <p>1. 「日本原子力発電株式会社が原子力規制委員会委員長宛に提出した平成24年12月11日付公開質問状及び平成25年5月22日付公開質問状について、各質問状の取扱い及び各質問状の質問に関し、原子力規制委員会委員長と委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）、原子力規制委員会及び規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式」に係る文書は、開示された文書1件以外には他に存在しないのか。あるいは、それは非開示ということか。</p>	平成25年7月16日 答えられないとの電話連絡あり。
		<p>2. 公開質問状に関する当社からの問合せは、当方の記録では、電話5件、面談2件の計7件あるが、今回開示されたのはそのうちの1回だけであるが、原子力規制委員会及び原子力規制庁内部でのそれらに関する報告はこの1回だけしかされていないのか、あるいは他の報告等の文書は非開示ということか。</p>	平成25年7月16日 答えられないとの電話連絡あり。
7	平成25年7月12日	日本原子力発電株式会社の平成24年12月11日及び平成25年5月22日の公開質問状には回答しないことを、原子力規制委員会・原子力規制庁で決めた際の、原子力規制委員会若しくは原子力規制庁の内規又は検討経過に係る文書（電子メールを含む。）一式	平成25年8月6日 不開示（原管地発第1308061号） 該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため。
8	平成25年7月12日	平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る有識者（堤浩之氏）と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	①平成25年8月8日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1308085号） 開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
			<p>い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年9月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年9月10日 開示（原管地発第1309101号） 開示する行政文書の名称 ・「敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価（案）」の送付について（平成25年1月21日の電子メール） （A4文書29枚）</p>
9	平成25年7月12日	平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る原子力規制委員会 島崎邦彦 委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	<p>①平成25年8月8日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1308081号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年9月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年9月10日 開示（原管地発第1309102号）</p>

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
			<p>開示する行政文書の名称</p> <p>・「敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価（案）」の送付について（平成25年1月21日の電子メール）</p> <p>（A4文書29枚）</p>
10	平成25年 7月12日	平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る有識者（藤本光一郎氏）と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	<p>①平成25年8月8日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1308083号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年9月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年9月10日 開示（原管地発第1309103号）</p> <p>開示する行政文書の名称</p> <p>・「敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価（案）」の送付について（平成25年1月21日の電子メール）</p> <p>（A4文書29枚）</p>
11	平成25年 7月12日	平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る有識者（鈴木康弘氏）と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	<p>①平成25年8月8日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1308084号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行</p>

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
			<p>い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年9月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年9月10日 開示（原管地発第1309104号） 開示する行政文書の名称 ・「敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価（案）」の送付について（平成25年1月21日の電子メール） （A4文書29枚）</p>
12	平成25年7月12日	平成25年5月15日の敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第5回評価会合開催前の評価書案に係る有識者（宮内崇裕氏）と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式	<p>①平成25年8月8日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（原管地発第1308082号）</p> <p>開示請求に係る行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から60日以内にそのすべてについて開示・不開示の決定を行うことができないため、平成25年9月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については平成25年10月7日（月）までに開示決定等を行う予定</p> <p>②平成25年9月10日 開示（原管地発第1309105号）</p>

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
			<p>開示する行政文書の名称</p> <p>・「敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価（案）」の送付について（平成25年1月21日の電子メール）</p> <p>（A4文書29枚）</p>
13	平成25年 7月23日	<p>日本原子力発電株式会社が原子力規制委員会委員長宛に提出した平成24年12月11日付公開質問状及び平成25年5月22日付公開質問状について、各質問状の取扱い及び各質問状の質問に関し、平成25年7月8日付行政文書開示決定書（原管地発第1307082号）に基づいて開示された文書以外の、原子力規制委員会委員長と委員との間、原子力規制委員会委員同士及び原子力規制委員会委員長・委員と原子力規制庁との間で交わされた文書（電子メールを含む。）、原子力規制委員会及び規制庁内部の議論に係る文書（電子メールを含む。）一式</p>	<p>平成25年8月19日 不開示（原管地発第1308192号）</p> <p>該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため。</p>
14	平成25年 8月13日	<p>敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第4回評価会合配布資料「敦賀・現調5-3 敦賀発電所敷地内断層の評価について（基本的考え方）」の5頁の専門家のコメントを得るに当たり、原子力規制委員会・原子力規制庁・有識者等と首都大学東京・鈴木毅彦教授との間で交わされた文書（電子メールを含む。）一式</p> <p>—敦賀・現調5-3 5頁 抜粋— （専門家のコメント） 「第四紀テフラ（火山砕屑物）研究の第一人者：首都大学東京 鈴木毅彦教授」からのメール（抜粋）</p>	<p>平成25年9月12日 不開示（原管地発第1309121号）</p> <p>該当する行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため。なお、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第4回評価会合配布資料「敦賀・現調5-3 敦賀発電所敷地内断層の評価について（基本的考え方）」の5頁については、首都大学東京鈴木毅彦教授から有識者へ寄せられた意見・見解を同有識者経由で入手（首都大学東京鈴木毅彦教授から同有識者へ寄せられたメール内の文章の一部抜粋を同有識者から電子メールにて原子力規制庁が入手）しこれに基づき作成したものである。</p>

	請求日	開示請求内容	結果（ゴシック体が前回公表（8月15日）以降の開示（不開示）部分）
		<p>詳細が不明なので、あまり正確なコメントにならないと思いますが、例えば1 mのローム層を10cm毎に連続サンプリングし、ある層準で3,000個数えて斑晶鉱物が100個有り、その上下で30個、さらにその上下で10個ということであれば説得力があると思います。</p> <p>しかし、1 mのローム層のうち、ある層準だけに3,000個数えて斑晶鉱物が1個未満でその前後で検出できなければ、信頼性はかなり低いと言わざるを得ないと思います。</p>	